

## 住民監査請求の結果の公表

### 第1 請求書の提出

令和5年7月11日

### 第2 請求の要旨

前橋土木事務所とA会との間で締結した自治会等河川草刈り作業委託契約について、草刈りが実施されていない法面等の面積が含まれたまま、契約金額の満額である280,500円が支出されているため、当該面積に係る分の支出は、違法・不当であり、かつ、県に損害が生じている可能性がある。

監査委員には、当該面積に係る分の支出の是正措置を講じるよう勧告することを求める。

### 第3 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

#### 1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

#### 2 理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

そして、住民監査請求が適法となるためには、問題とされる財務会計上の行為が地方公共団体に対して損害を与えるものであることが必要であるとされており、最高裁は住民監査請求の対象となる行為又は怠る事実は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、それが地方公共団体に損害をもたらすような関係にない場合は、住民監査請求の対象となる行為又は怠る事実に該当しない（最高裁平成6年9月8日第一小法廷判決参照）と判示している。このことから、本件措置請求が適法となるためには、県に損害が生じているか、又は将来損害が生じるおそれがあることが必要である。

本件措置請求において、請求人は、前橋土木事務所とA会との間で締結した自治会等河川草刈り作業委託契約について、草刈りが実施されていない法面等の面積が含まれたまま、契約金額の満額である280,500円が支出されているため、当該面積に係る分の支出は、違法・不当であり、かつ、県に損害が生じている可能性があるとして、当該面積に係る分の支出の是正を求めていると解される。

そこで、本件措置請求が地方自治法第242条第1項の要件に適合しているか判断するため、予備的調査を行ったところ、令和5年3月27日付けでA会から前橋土木事務所長に対して、除草を実施していなかった面積に係る分の支出である106,400円について、返納の申出があり、同年4月5日には県に納入されていることが確認された。

また、この面積は、前橋土木事務所の職員が現地へ行き、調査しており、適正に算定されていることも確認された。

したがって、請求人が求める措置は、既に講じられていると認められ、県に損害が生じているか、又は将来損害が生じるおそれがあるとはいえない。

以上から、本件措置請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。